

31障福第428号
平成31年4月26日

関係医療機関等の代表者 様

愛知県福祉局長
(公印省略)

愛知県医療的ケア児者実態調査（一次調査）の実施について（依頼）

医療技術の進歩等を背景として人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が増加しているため、平成28年6月に児童福祉法が改正され、地方公共団体は医療的ケア児の支援に関して関係機関の連携を一層推進することとされました。

医療的ケア児が安心して日常生活を送ることができるよう計画的に体制を整備するためには、県内における医療的ケア児の実態を把握する必要があることから、愛知県と名古屋市が合同で調査を行うこととしましたので、御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 調査時点

平成31年4月1日時点

2 調査対象機関

小児科を標榜する医療機関（病院・診療所）、訪問看護ステーション、障害福祉事業所
※別途、市町村、県保健所、県教育委員会等へも調査を依頼予定。

3 回答対象者

愛知県内に住所を有して在宅で生活※しており、日常生活を営むのに医療的ケアを必要とする者のうち、調査時点で貴機関で下記の医療・支援・サービス等を提供している者

○診療報酬、障害者総合支援法及び児童福祉法上に定める超重症児（者）の判定スコア等に示されている項目のうち、次の医療的ケアを必要とする児者（40歳未満）

人工呼吸器(レスピレーター)管理、気管切開、鼻咽喉エアウェイ、酸素吸入、たんの吸引、ネブライザー、中心静脈栄養(IVH)、経管栄養（胃ろう、腸ろう・腸管栄養、経鼻）、腹膜透析、導尿、人工肛門

なお、医療機関においては、診療報酬上の在宅療養指導管理料の加算算定児者（診療報酬項目 C102～C119、C108-2を除く）を参考とする。

※「在宅で生活」とは、一度は在宅で生活をしていましたが、調査時点で入院している児者は含む。また、障害児入所施設又は療養介護事業所に入所している児者及び入所が決まっている児者は含まない。

(裏面へつづく)

4 調査実施主体

愛知県・名古屋市（合同調査）

*調査対象機関のうち、名古屋市内に所在する分は名古屋市が、名古屋市外に所在する分は愛知県が調査票を送付し、回収します。

5 対象年齢

調査対象機関	調査対象年齢
病院・診療所	原則として4～5歳（可能な範囲で0～5歳） <平成25年4月2日生まれ～平成27年4月1日生まれ>
訪問看護ステーション	0～39歳 <昭和54年4月2日生まれ以降>
生活介護事業所	19～39歳 <昭和54年4月2日生まれ～平成12年4月1日生まれ>
短期入所事業所	0～39歳<昭和54年4月2日生まれ以降>
児童発達支援・放課後等デイサービス事業所	0～18歳<平成12年4月2日生まれ以降>

6 回答方法

調査票に御記入いただき、同封の返信用封筒にて御返送、又は、障害福祉課のウェブページから調査票をダウンロードし、電子メールにて送信してください。

【送信先】 shogaishisetsuseibi@pref.aichi.lg.jp

【障害福祉課ウェブページ】 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/iryoutekikea.html>

7 提出期限

平成31（2019）年7月5日（金）

8 回答にあたっての留意点

別紙「調査票の記入上の留意点」を御参照ください。

9 その他

- (1) 8月頃を目安に、保護者又は介護者等あてに生活状況や困りごとなどを把握するための二次調査を実施予定ですが、可能な範囲で対象者への調査票の送付に御協力ください。
- (2) この二次調査は、上記5に掲げる調査対象機関のほか、市町村、県保健所、特別支援学校からも同様に調査票の配布を依頼する予定です。
- (3) この調査の実施につきましては、愛知県医師会、愛知県小児科医会、愛知県病院協会、愛知県看護協会及び愛知県訪問看護ステーション協議会に御協力を依頼しております。

担 当 福祉部障害福祉課障害者施設整備室
重症心身障害児者施設グループ

電 話 052-954-6629

FAX 052-954-6920

Email shogaishisetsuseibi@pref.aichi.lg.jp